

京都市告示第118号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成30年5月25日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
幡枝くるすの公園	左京区岩倉幡枝町2789番地	告示の日

(北部みどり管理事務所)